

第112回 定時株主総会 招集ご通知

〈新型コロナウイルスに関するお知らせ〉

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。ご来場を検討されている場合は、感染予防のための措置（マスク着用、アルコール消毒、検温の実施等）にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況により、本株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、昨年より取り止めとさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

場 所 大阪市中心区城見一丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪
「鳳凰S」の間（2階）

書面およびインターネット等
による議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

目 次

第112回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	13
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39

つばきグループの企業理念

つばきグループは、2017年の創業100周年を機に、私たちの「社会的使命」「目指すべき姿」「行動原則」を明確に表現・体系化した「TSUBAKI SPIRIT」を制定しました。



2021年6月7日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番3号

株式会社 椿本チエイン

代表取締役 大 原 靖
取締役社長

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、事前の議決権行使については、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区城見一丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪「鳳凰S」の間（2階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第111期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第111期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 取締役7名選任の件
 第3号議案 監査役1名選任の件
 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

【推奨】書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

【推奨】インターネット等による議決権行使



4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に入力されたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時予定）

以上

-
- ◎資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>）においてお知らせいたします。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>）に掲載させていただきます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

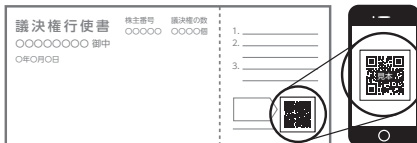
（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

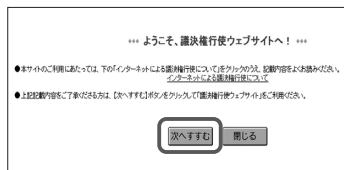
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

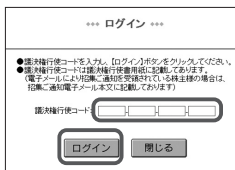
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

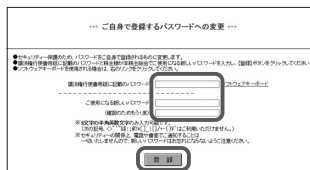
- 1 ウェブサイトへアクセス



- 2 議決権行使コードを入力し、ログイン



- 3 パスワードの入力



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 【受付時間（午前9時～午後9時）】

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。

利益の配分に当たっては、株主重視の経営を目指す観点から、連結業績を反映した配当を基本方針とし、資金の状況、財務の状況等を総合的に勘案しながら連結配当性向30%を基準とした利益配分を目指してまいります。

上記の方針に基づいて、当期の期末配当金につきましては、連結業績を踏まえ、1株当たり45円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として1株当たり30円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株当たり75円となります。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、将来の事業展開等に充当させていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金45円

総額 1,665,676,170円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,500,000,000円

- (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,500,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性別	現在の地位	2020年度の 取締役会出席状況
1	おお はら やすし 大 原 靖 再任	男性	代表取締役 取締役社長 兼 最高執行責任者（COO）	100% （13回中13回）
2	こ せ けん じ 古 世 憲 二 再任	男性	取締役	100% （13回中13回）
3	すず き ただす 鈴 木 恭 再任	男性	取締役	100% （13回中13回）
4	き むら たか とし 木 村 隆 利 新任	男性	常務執行役員 マテハン事業統括	—
5	あ べ しゅう じ 阿 部 修 司 再任 社外 独立	男性	取締役	100% （13回中13回）
6	あん どう けい いち 安 藤 圭 一 再任 社外 独立	男性	取締役	100% （13回中13回）
7	きた やま ひさ え 北 山 久 恵 再任 社外 独立	女性	取締役	100% （11回中11回）

（注） 北山久恵氏の出席状況については、2020年6月26日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おお はら やすし 大 原 靖 1959年7月20日 再任	1982年4月 当社入社 2008年7月 Tsubakimoto Singapore Pte. Ltd. 社長 2013年4月 当社社長室長兼経営企画センター経営企画室長 2013年6月 当社執行役員 2014年6月 当社取締役執行役員 2015年6月 当社代表取締役 取締役社長兼最高執行責任者 (COO) (現任) 【取締役候補者とした理由】 2015年6月から代表取締役を務めており、当社グループの戦略策定および経営の監督を適切に行っております。入社以来、長く海外ビジネスに携わり、現地法人の経営者を務めるなど、グローバルな視点での経営マネジメントに精通しております。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	7,744株
2	こ せ けん じ 古 世 憲 二 1958年5月9日 再任	1977年4月 当社入社 2013年6月 当社執行役員 2015年6月 当社上席執行役員 2017年4月 当社チェーン製造事業部長兼京田辺工場長 2017年6月 当社取締役上席執行役員 2018年4月 当社チェーン事業統括 2018年6月 当社取締役常務執行役員 2019年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ・ツバキ山久チエイン(株) 取締役 【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、トップマネジメントとして、製造、技術、商品企画等、多様かつ豊富な経験を活かし、当社グループの事業拡大、企業価値向上に経営手腕を発揮してまいりました。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	3,814株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	すずき ただす 鈴 木 恭 1955年12月1日 再任	1978年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員 2006年6月 当社常務執行役員 2011年6月 当社取締役常務執行役員 2015年6月 当社グローバル自動車部品事業本部長 2016年6月 当社取締役専務執行役員 2018年4月 当社自動車部品事業統括 2019年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ・TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. 取締役 ・椿本鏈条（上海）有限公司 董事 ・TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. 取締役 【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、トップマネジメントとして、自動車部品事業部門をはじめ様々な組織で経営手腕を発揮し、多数の海外現地法人の設立を含めたグローバル化を通じて当社の業容拡大に貢献してまいりました。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	10,549株
4	きむら たかとし 木 村 隆 利 1961年1月18日 新任	1983年4月 当社入社 2006年10月 当社チェーン事業部営業統括海外部長 2009年4月 当社チェーン・精機部門統括パワトラ営業部長 2012年1月 椿本鏈条貿易(上海)有限公司（現 椿本鏈条(上海)有限公司）董事長 2015年6月 当社執行役員 2016年6月 当社経営企画センター長兼大阪支社長 2018年4月 当社マテハン事業統括マテハン事業部長兼同事業部営業統括兼大阪支社長 2018年6月 当社上席執行役員 当社マテハン事業統括マテハン事業部長 2020年4月 当社常務執行役員（現任） 当社マテハン事業統括（現任） 【取締役候補者とした理由】 入社以来、営業分野を中心に手腕を発揮し、海外を含めた営業部門のマネジメントを経て執行役員に就任。海外現地法人の経営者をはじめ、本社部門やマテハン事業部門等でリーダーシップを発揮し当社の業容拡大に貢献してまいりました。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	825株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	あ べ しゅう じ 阿 部 修 司 1944年2月3日 再任 社外 独立	1997年6月 ヤンマーディーゼル(株) (現 ヤンマーホールディングス(株)) 取締役 1999年6月 同社常務取締役 2001年6月 同社専務取締役 2005年6月 同社取締役副社長 2007年6月 ヤンマー農機(株) (現 ヤンマーアグリ(株)) 代表取締役社長 2009年2月 同社代表取締役社長を退任 2010年6月 ヤンマー(株) (現 ヤンマーホールディングス(株)) 取締役副社長を退任 2013年6月 当社取締役 (現任) 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 モノづくり企業における経営者としての豊富な知識や経験を有しており、当社の「技術志向」「開発志向」「モノづくり志向」の3つのベースに対する的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	0 株
6	あん どう けい いち 安 藤 圭 一 1951年11月5日 再任 社外 独立	2009年4月 (株)三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2010年4月 同行代表取締役兼副頭取執行役員 2012年3月 同行代表取締役兼副頭取執行役員を退任 2012年4月 新関西国際空港(株)代表取締役社長 2012年7月 同社代表取締役社長兼CEO 2016年6月 同社代表取締役社長兼CEOを退任 銀泉(株)代表取締役社長 2017年6月 当社取締役 (現任) 2019年6月 銀泉(株)代表取締役社長を退任 (重要な兼職の状況) ・塩野義製薬(株) 社外取締役 ・(株)ダイヘン 社外取締役 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 金融機関等における経営者としての豊富な知識や経験を有しており、財務、コーポレート・ガバナンスといった分野に対する的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	0 株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	きた やま ひさ え 北山久恵 1957年8月30日 再任 社外 独立	1982年10月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1986年3月 公認会計士登録 1999年5月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）パートナー 2013年7月 有限責任あずさ監査法人常務執行理事 2019年6月 日本公認会計士協会近畿会会長（現任） 2019年7月 有限責任あずさ監査法人専務役員 日本公認会計士協会副会長（現任） 2020年6月 有限責任あずさ監査法人専務役員を退任 当社取締役（現任） 2020年7月 北山公認会計士事務所開設 代表（現任） （重要な兼職の状況） ・北山公認会計士事務所 代表 公認会計士 ・日本公認会計士協会 副会長、近畿会会長 ・㈱荏原製作所 社外取締役 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 公認会計士として監査法人における豊富な経験から企業会計について高い専門性を有しており、財務・会計といった分野に対して的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の指名に当たっては、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会での検討を経た後、取締役会にて最終決定しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることになる損害を填補することとしております。なお、各候補者が取締役就任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
4. 阿部修司氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であり、安藤圭一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年、北山久恵氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、阿部修司氏、安藤圭一氏および北山久恵氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で、上記契約を継続する予定です。
6. 当社は、阿部修司氏、安藤圭一氏および北山久恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役内藤秀文氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
その候補者は次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ないとう ひでふみ 内 藤 秀 文 1961年11月19日 再任 社外 独立	1990年3月 弁護士登録（大阪弁護士会）、北浜法律事務所入所 1997年10月 同事務所退所 2000年4月 内藤総合法律事務所開設 代表弁護士（現任） 2012年4月 大阪弁護士会副会長 2013年3月 大阪弁護士会副会長を退任 2017年6月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） ・内藤総合法律事務所 代表弁護士 【社外監査役候補者とした理由】 長年の弁護士としての経験から企業法務について高い専門性を有しており、経営を適切に監査いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、専門的見地から、また客観的かつ中立な立場から監査を行っていただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。	0 株

- （注）1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることになる損害を填補することとしております。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
3. 内藤秀文氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、内藤秀文氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、上記契約を継続する予定であります。
5. 当社は、内藤秀文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、本議案において同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はやし こう じ 林 晃 史 1959年9月18日	1990年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現 兵庫県弁護士会）） 北山法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）入所 2009年5月 神戸京橋法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）副所長 2012年4月 兵庫県弁護士会会長 2013年3月 兵庫県弁護士会会長を退任 2017年1月 弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長（現任） （重要な兼職の状況） ・ 弁護士法人神戸京橋法律事務所 代表社員所長 弁護士 ・ (株)帝国電機製作所 社外取締役（監査等委員） 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 長年の弁護士としての経験から企業法務について高い専門性を有しており、当社の経営に対して、専門的見地から、また客観的かつ中立な立場から監査を行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。	0株

- （注）1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることになる損害を填補することとしております。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 林 晃史氏が社外監査役に就任された場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 本議案において林 晃史氏の選任が承認可決された後、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以 上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2020年4月1日～2021年3月31日)における当社グループの事業環境は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行により、海外においては様々な国や地域で都市封鎖(ロックダウン)が実施されるなど、世界的に景気が減速しました。

わが国においても、緊急事態宣言の発出に伴う活動の自粛や個人消費の減少などにより、景気が大幅に悪化しました。

海外のロックダウンや国内の緊急事態宣言の解除後は、新型コロナウイルスの感染再拡大により先行き不透明感が強まるなど予断を許さない状況が続いたものの、各国の経済対策などを下支えに、国内外とも景気は概ね回復基調となりました。

このような状況のもと、当連結会計年度の受注高は1,898億75百万円(前期比17.2%減)、売上高は1,933億99百万円(同14.6%減)となりました。

損益につきましては、営業利益は88億96百万円(同44.9%減)、経常利益は110億26百万円(同34.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は87億6百万円(同24.8%減)となりました。

部門別の状況は、次のとおりであります。

当社グループの全ての部門が、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けました。

(イ)チェーン事業部門

チェーン事業につきましては、下半期以降は業績の回復が顕著となったものの、上半期における新型コロナウイルス感染症流行の影響が大きく、日本、米州、欧州などの地域で販売が減少したことなどから、前期比で減収となりました。

以上により、チェーン事業の受注高は615億29百万円(前期比5.4%減)、売上高は597億8百万円(同8.9%減)、営業利益は78億62百万円(同6.5%減)となりました。

(ロ)精機事業部門

精機事業につきましては、業績は回復基調で推移したものの、日本、米州、欧州、中国、タイにおいて販売が減少したことから、前期比で減収となりました。

以上により、精機事業の受注高は192億90百万円（前期比14.9%減）、売上高は193億92百万円（同16.7%減）、営業利益は8億16百万円（同62.7%減）となりました。

(ハ)自動車部品事業部門

自動車部品事業につきましては、四半期ごとに業績が回復し、中国においてエンジン用タイミングチェーンシステムの販売が増加したものの、上半期における新型コロナウイルス感染症流行の影響が大きく、日本、米州、欧州、タイ、韓国の拠点において同商品などの販売が減少したことなどから、前期比で減収となりました。

以上により、自動車部品事業の受注高は577億87百万円（前期比18.5%減）、売上高は577億77百万円（同18.6%減）、営業利益は37億14百万円（同35.9%減）となりました。

(ニ)マテハン事業部門

マテハン事業につきましては、日本国内において自動車業界向けシステムの売上が増加しましたが、日本国内における物流業界向けシステムや新聞印刷工場向けシステム、金属切り屑搬送・クーラント処理装置の販売が減少したことなどから、前期比で減収となりました。

以上により、マテハン事業の受注高は482億56百万円（前期比29.0%減）、売上高は532億79百万円（同16.6%減）となりました。損益につきましては、米州における自動車業界向けシステムの工事費用が増加したことなどにより22億2百万円の営業損失（前期は6億47百万円の営業利益）となりました。

(ホ)その他部門

その他の受注高は30億12百万円（前期比7.2%増）、売上高は32億41百万円（同16.9%増）、損益については3億30百万円の営業損失（前期は20百万円の営業利益）となりました。

部門別 受注高および売上高

部門 \ 項目	受 注 高	前 期 比	売 上 高	前 期 比
チェーン事業部門	61,529百万円	△5.4%	59,708百万円	△8.9%
精機事業部門	19,290百万円	△14.9%	19,392百万円	△16.7%
自動車部品事業部門	57,787百万円	△18.5%	57,777百万円	△18.6%
マテハン事業部門	48,256百万円	△29.0%	53,279百万円	△16.6%
その他部門	3,012百万円	7.2%	3,241百万円	16.9%
合 計	189,875百万円	△17.2%	193,399百万円	△14.6%

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は、減少を示しております。

(2) 対処すべき課題

(イ)今後の見通し

今後の見通しにつきましては、国内外とも景気は回復基調で推移すると予想しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大が続いている地域もあり、先行きの不透明感は依然として残っております。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き事業体制を強化するとともに、安全・品質の向上に取り組み、持続的成長へとつながる基盤を構築していく所存であります。

(ロ)会社の対処すべき課題

当社グループは本年度（2022年3月期）を初年度とする新たな中期経営計画を策定中であり、詳細が決定次第公表する予定であります。中長期的な課題を含めた今後の当社グループの新たな経営方針等につきましては、この新中期経営計画に盛り込むことを予定しております。

本年度（2022年3月期）につきましては、当社グループは、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めるとともに、市場ニーズに徹底対応した商品開発やモノづくり、グループ総合力を生かしたビジネスの拡大に取り組み、持続的成長力および収益力を強化してまいります。

なお、事業部門別には、主として以下の課題に取り組んでまいります。

まず、チェーン事業におきましては、収益性のさらなる向上に向けて地域別および商品別の観点からモノづくりとマーケティング体制の強化に取り組んでまいります。

次に、モーションコントロール事業（精機事業より改称）では、モーションコントロール（モノの動きと制御）技術を活用した新商品開発に注力するとともに、引き続き生産性改善に向けた活動を展開してまいります。

さらに、モビリティ事業（自動車部品事業より改称）では、次世代を見据えて対象市場を拡大し、モビリティ全般において、グループのコア技術を活用したオンリーワン商品を開発してまいります。

そして、マテハン事業では、引き続き収益性の改善に注力するとともに、搬送・保管・仕分け等の技術開発、エンジニアリング力の強化に取り組んでまいります。加えて、海外グループ会社におけるプロジェクトの管理体制を一層強化してまいります。

また、安心・安全で天候に左右されない「植物工場向け自動化装置（アグリビジネス）」、災害時対応やスマート電力網の構築に寄与するV2X（Vehicle to Everything）対応充放電装置「eLINK®」、モノづくりのノウハウを生かした遠隔監視システムの「モニタリングビジネス」など、新規事業育成への取組みをさらに強化してまいります。

そのほかの課題として、事業の継続と社会的責任を果たすため、当社グループにおけるSDGs（持続可能な開発目標）の重要課題を抽出し、事業活動を通じた対応を推進してまいります。新中期経営計画においては、SDGsの観点から想定されるリスクと機会を抽出し、地球環境、資源・エネルギー、医療・健康、防災等、当社グループが関連する事業領域において、社会課題解決に向けた活動を加速させてまいります。

当社グループは、「モノづくり企業」としての事業基盤を強化すると同時に、モノづくりの枠を超えたソリューション提供を通じた社会貢献、企業価値向上を目指してまいりますので、株主の皆様には、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、総額82億90百万円の設備投資を行いました。

内訳といたしましては、生産設備の増強、合理化、更新を中心にチェーン事業部門24億22百万円、精機事業部門11億58百万円、自動車部品事業部門33億64百万円、マテハン事業部門12億75百万円、その他部門70百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社において、長期借入金32億円の返済への充当および新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮した運転資金確保を目的として、金融機関より50億円の借入による資金調達を行いました。

また、当社は、当社グループの資金の一元管理を実施するとともに機動的かつ効率的な資金確保を行うことを目的として金融機関と150億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 第108期	2018年度 第109期	2019年度 第110期	2020年度 第111期
受 注 高 (百万円)	223,747	234,196	229,394	189,875
売 上 高 (百万円)	215,716	238,515	226,423	193,399
経 常 利 益 (百万円)	21,743	21,621	16,698	11,026
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,666	13,779	11,576	8,706
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	387.44	364.03	308.71	235.23
総 資 産 (百万円)	283,574	305,916	294,098	307,332
純 資 産 (百万円)	169,765	175,454	176,055	187,494
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	4,435.96	4,590.06	4,711.34	5,019.35

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第108期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算出しております。
4. 第109期から「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しており、第108期の数値につきましても遡及適用しております。

(6) 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ツバキ山久チェーン株式会社	126百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
株式会社椿本バルクシステム	150百万円	100.0%	輸送機装置の製造販売
椿本メイフラン株式会社	90百万円	※100.0%	輸送機装置の製造販売
株式会社椿本マシナリー	139百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	33,500千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売および米国における事業支援
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	17,422千ユーロ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
TSUBAKI OF CANADA LIMITED	6,295千加ドル	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	2,600千ユーロ	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
椿本鏈条（上海）有限公司	1,500千米ドル	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	202,000千バーツ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
椿本汽車発動機（上海）有限公司	20,692千人民元	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	29,500百万ウォン	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Mayfran International, Incorporated	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売
Conergics International LLC	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売の欧州等における事業支援

(注) 1. ※印は、間接所有を含む比率であります。

2. 当連結会計年度より、TSUBAKI OF CANADA LIMITEDおよび椿本鏈条（上海）有限公司を新たに重要な子会社に加えました。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、各種産業用チェーン、動力伝動装置および搬送装置の製造、販売を営んでおります。その主要製品を部門別に大別しますと、次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品
チェーン事業部門	ドライブチェーン、小形コンベヤチェーン、大形コンベヤチェーン、トップチェーン、スプロケット、タイミングベルト、タイミングプーリ、ケーブル・ホース支持案内装置 他
精機事業部門	減速機、直線作動機、軸継手、締結具、クラッチ、電気式制御機器、機械式保護機器、モジュール 他
自動車部品事業部門	エンジン用タイミングチェーンシステム（カム駆動、補機駆動等）、トランスファー用チェーン、トランスミッション系オイルポンプ駆動チェーン 他
マテハン事業部門	物流業界向けシステム、ライフサイエンス分野向けシステム、新聞印刷工場向けシステム、自動車業界向けシステム、その他搬送・仕分け・保管システム、粉粒体搬送コンベヤ、金属切り屑搬送・クーラント処理装置、メンテナンス 他
その他の部門	遠隔稼働監視関連ソフトウェア、V2X対応充放電装置、植物工場向け自動化装置、ビルメンテナンス、保険代理業 他

(8) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 北 区
東 京 支 社	東 京 都 港 区
大 阪 支 社	大 阪 市 北 区
名 古 屋 支 社	名 古 屋 市 中 村 区
京 田 辺 工 場	京 都 府 京 田 辺 市
埼 玉 工 場	埼 玉 県 飯 能 市
長 岡 京 工 場	京 都 府 長 岡 京 市
兵 庫 工 場	兵 庫 県 加 西 市
岡 山 工 場	岡 山 県 津 山 市

② 重要な子会社

名 称	所 在 地
ツバキ山久チエイン株式会社	東 京 都 港 区
株式会社椿本バルクシステム	大 阪 府 豊 中 市
椿本メイフラン株式会社	滋 賀 県 甲 賀 市
株式会社椿本マシナリー	大 阪 市 西 区
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	ア メ リ カ 合 衆 国 アイリノイ州
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	オ ド ル ラ ド レ ン ヒ ト ダ 市
TSUBAKI OF CANADA LIMITED	カ オ ン タ リ オ ダ 州
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	ド ノルトライン・ヴェストファーレン ツ 州
椿本鏈条（上海）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 中 上 海 市
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	タ チ ョ ン ブ リ イ 県
椿本汽車発動機（上海）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 中 上 海 市
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	大 韓 民 国 大 チ ャ ン ウ オ ン チ ャ ン ウ オ ン 市
Mayfran International, Incorporated	ア メ リ カ 合 衆 国 ア オ ハ カ イ オ 州
Conergics International LLC	ア メ リ カ 合 衆 国 ア オ ハ カ イ オ 州

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
チェーン事業部門	2,746名	23名増
精機事業部門	959名	12名減
自動車部品事業部門	2,546名	144名減
マテハン事業部門	1,807名	97名減
その他の部門	183名	54名増
全社（共通）	294名	22名減
合計	8,535名	198名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（常勤嘱託、シニア、パートタイマー、アルバイト、契約社員計735名を含む）であります。
2. 上記従業員の状況には、執行役員は含んでおりません。
3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

(10) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	9,555百万円
太陽生命保険株式会社	4,700百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,942百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 借入額には、借入先の海外現地法人からの借入を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 59,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,281,393株（自己株式1,266,367株を含む）
 (3) 株 主 数 10,313名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	3,559千株	9.61%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,985千株	8.06%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,970千株	5.32%
椿 本 チ ェ イ ン 持 株 共 栄 会	1,495千株	4.04%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,406千株	3.80%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,191千株	3.21%
椿 本 興 業 株 式 会 社	1,158千株	3.13%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	849千株	2.29%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	712千株	1.92%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	667千株	1.80%

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式1,266,367株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
 3. 持株比率は、自己株式1,266,367株を控除して計算しております。
 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、同日開催の取締役会決議に基づき、自己株式7,434株を処分し、取締役（社外取締役を除く）5名に対して譲渡制限付株式として割り当てております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
長 勇	代表取締役 取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）	株式会社きんでん 社外監査役
大 原 靖	代表取締役 取締役社長 兼 最高執行責任者（COO）	
鈴 木 恭	取締役	TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. 取締役 椿本鏈条（上海）有限公司 董事 TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE(THAILAND) CO., LTD. 取締役
山 本 哲 也	取締役	U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. 取締役
古 世 憲 二	取締役	ツバキ山久チエイン株式会社 取締役
阿 部 修 司	取締役	
安 藤 圭 一	取締役	塩野義製薬株式会社 社外取締役 株式会社ダイヘン 社外取締役
北 山 久 恵	取締役	北山公認会計士事務所 代表 公認会計士 日本公認会計士協会 副会長、近畿会会長 株式会社荏原製作所 社外取締役
田 中 浩 司	常勤監査役	ツバキ山久チエイン株式会社 監査役 椿本メイフラン株式会社 監査役
川 崎 加寸也	常勤監査役	Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. 監事
碩 省 三	監査役	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー弁護士 中外炉工業株式会社 社外監査役
内 藤 秀 文	監査役	内藤総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役のうち阿部修司氏、安藤圭一氏および北山久恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち碩 省三氏および内藤秀文氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川崎加寸也氏は、長年当社の財務業務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の異動
- | | |
|-----|--|
| 就 任 | 2020年6月26日開催の第111回定時株主総会において、北山久恵氏が取締役に、川崎加寸也氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任しました。 |
| 退 任 | 2020年6月26日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、矢嶋英敏氏は取締役を、また、富田喜久男氏は監査役をそれぞれ退任しました。 |

5. 当事業年度中の重要な兼職の状況の異動

(2020年6月23日付)

監査役田中浩司氏は、椿本メイフラン株式会社の監査役に就任しました。

監査役川崎加寸也氏は、Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.の監事に就任しました。

(2020年6月24日付)

取締役長 勇氏は、株式会社きんでんの社外監査役に就任しました。

(2020年6月25日付)

監査役碩 省三氏は、ゼット株式会社の社外取締役を辞任しました。

(2021年3月26日付)

取締役北山久恵氏は、株式会社荏原製作所の社外取締役に就任しました。

6. 当社は、取締役阿部修司氏、安藤圭一氏および北山久恵氏ならびに監査役碩 省三氏および内藤秀文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

7. 執行役員は下記のとおりです。(2021年4月1日現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当
大 槻 忠 宏	専務執行役員 パワトラ事業統括パワトラ東アジア営業統括
木 村 隆 利	常務執行役員 マテハン事業統括
永 井 康 詞	常務執行役員 パワトラ事業統括
宮 地 正 樹	上席執行役員 モビリティ事業統括
Kevin Richard Powers	上席執行役員 米州パワトラ・マテハンビジネス担当 兼 U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.社長
揚 田 利 浩	上席執行役員 パワトラ事業統括パワトラマーケティング統括
中 村 一 智	上席執行役員 椿本鏈条（上海）有限公司董事長
石 田 裕 美	上席執行役員 人事・総務・法務担当 兼 大阪支社長
井 上 幸 三	上席執行役員 モビリティ事業統括モビリティ事業部長 兼 同事業部生産統括 兼 兵庫工場長
堺 和 伸 光	執行役員 品質・環境・安全衛生担当 兼 品質・環境推進部長 兼 埼玉工場長
熊 倉 淳	執行役員 アグリ・P C S ビジネス担当
佐 藤 功	執行役員 モビリティ事業統括モビリティビジネス推進担当 兼 同事業統括海外経営管理統括 兼 名古屋支社長
丹 山 太	執行役員 マテハン事業統括マテハン事業部営業統括 兼 東京支社長
岡 本 雅 文	執行役員 マテハン事業統括マテハン事業部長
明 坂 泰 宏	執行役員 財務・経営企画・情報システム・新事業探索担当
西 井 久 雄	執行役員 技術・研究開発担当 兼 技術開発部長
川 上 修	執行役員 パワトラ事業統括チェーン事業部長 兼 京田辺工場長
前 田 隆 雄	執行役員 パワトラ事業統括モーションコントロール事業部長 兼 長岡京工場長
藤 村 昌 由	執行役員 パワトラ事業統括パワトラ東アジア営業統括パワトラ国内営業統括

※1. 当事業年度末日後の組織変更

(2021年4月1日付)

パワトラビジネスの総合力強化をねらいに、チェーン事業統括、精機事業統括、パワトラ東アジア営業統括部を統合し、パワトラ事業統括としました。事業範囲拡大に伴い、自動車部品事業をモビリティ事業に改称しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・取締役の報酬の決定方針について

取締役の報酬の算定方法の決定に関する方針については、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、同委員会で審議・答申を行っております。

・取締役の報酬の決定方針の概要

当社の取締役の報酬は、長期的・持続的な企業価値の向上を実現させるためのインセンティブとして十分に機能するよう、業績および株主利益との連動を意識した報酬体系をとっております。具体的には、社内取締役の報酬は、金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成するものとしております。ただし、社外取締役の報酬は、客観的かつ中立な立場で経営監督を行う役割を担うことから、金銭報酬である固定報酬のみで構成するものとしております。

・監査役の報酬について

監査役の報酬は、監査役が客観的かつ中立な立場で経営監査を行う役割を担うことから、金銭報酬である固定報酬のみで構成し、個人別の金銭報酬額については監査役の協議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会において月額50百万円以内（うち、社外取締役月額3百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会において、取締役の譲渡制限付株式報酬の額を年額60百万円以内、株式数の上限を年2万株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第99回定時株主総会において月額8百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

金銭報酬の個人別の額については、指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定された方針に沿って、一定の数式に従い算出し、取締役会の委任を受けた代表取締役会長 勇および代表取締役社長 大原 靖が決定しております。

当該権限を代表取締役に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し総合的に決定できると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、毎年当該プロセスの妥当性について取締役会で確認の上、委任していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	282 (25)	191 (25)	76	14	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	53 (10)	53 (10)	—	—	5 (2)

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記報酬等の額には2020年6月26日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名分および監査役1名分が含まれております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

・業績指標の内容および選定理由

取締役（社外取締役を除く）の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主目線での経営を推進するため、指標として親会社株主に帰属する当期純利益金額、連結自己資本利益率（ROE）、株式時価総額の対前年増減を採用しております。

・業績連動報酬等の額または数の算定方法

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬においては、世間水準および従業員給与との均衡を考慮して、業績指標の各項目を個別に評価することにより決定しております。

・業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標に関する実績

親会社株主に帰属 する当期純利益	11,576百万円	連結自己資本 利益率(ROE)	6.7%	株式時価総額 の対前年増減	△39.1%
---------------------	-----------	--------------------	------	------------------	--------

(注) 記載金額および比率は、第110期末の数値を記載しております。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く）が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該譲渡制限付株式報酬の概要は以下のとおりであります。

- ・ 譲渡制限期間
割当日より3年から30年の間で当社取締役会が予め定める期間
- ・ 譲渡制限の解除条件
譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する。
- ・ 当社による無償取得
譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式を当社が無償取得することができる。
- ・ 株式の交付時期
毎年1回、定時株主総会終了後の最初に開催する取締役会の決議を経て、翌月支給する。

なお、当該譲渡制限付株式報酬の交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係（2021年3月31日現在）

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	安 藤 圭 一	塩野義製薬株式会社 株式会社ダイヘン 社外取締役 社外取締役
取 締 役	北 山 久 恵	北山公認会計士事務所 日本公認会計士協会 株式会社荏原製作所 代表 公認会計士 副会長、近畿会会長 社外取締役
監 査 役	碩 省 三	弁護士法人御堂筋法律事務所 中外炉工業株式会社 パートナー弁護士 社外監査役
監 査 役	内 藤 秀 文	内藤総合法律事務所 代表弁護士

(注) 重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 お よ び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	阿 部 修 司	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
取 締 役	安 藤 圭 一	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
取 締 役	北 山 久 恵	2020年6月26日就任後に開催された取締役会11回のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士の専門的見地から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
監 査 役	碩 省 三	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会16回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。
監 査 役	内 藤 秀 文	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会16回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 63百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 63百万円 |

なお、当社の重要な子会社のうち、U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. (アメリカ合衆国)、TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. (オランダ)、TSUBAKI OF CANADA LIMITED (カナダ)、Tsubaki Kabelschlepp GmbH (ドイツ)、椿本鏈条(上海)有限公司(中華人民共和国)、TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、椿本汽車発動機(上海)有限公司(中華人民共和国)、Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. (大韓民国)、Mayfran International, Incorporated (アメリカ合衆国)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任することができるものとする。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生などにより適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任議案を株主総会に提案することができるものとする。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業理念として「TSUBAKI SPIRIT」を定め、これを実現するため、取締役・執行役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を構築する。
- ② 当社およびグループ会社は、取締役・執行役員・使用人に対して、倫理観、行動規範を明確にした「倫理綱領」を定め、研修等を通じた倫理意識の向上、周知徹底を図り、これらの活動を定期的に取締役会に報告する。
また、「倫理委員会」を設置して、倫理綱領違反の再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じて違反者に対する処分を決定し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、内部通報制度として「倫理ヘルプライン」等の相談窓口を設置し、「倫理綱領」に反する行為について当社およびグループ会社の使用人が相談、通報できる体制を構築する。
- ④ 当社およびグループ会社は、「内部統制規定」を定めるとともに「内部統制委員会」を設置して、組織的かつ継続的な全員参加活動として、事業遂行における法令および企業倫理遵守ならびにリスクマネジメントを行いながら、決算・財務報告の信頼性を確保するとともに、業務の効率化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存および管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規定を整備し、これに準拠して対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、継続的にリスク要因を抽出・把握するとともに、その損失の極小化を図る。そのため、「内部統制委員会」統括のもと、「グループリスク管理委員会」をはじめとする複数の委員会を設置するなど、リスク予防に重点を置いた諸施策を実施し、また、当社およびグループ会社への周知徹底を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や当社およびグループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役は、職務執行の状況を逐次報告・監督する。
- ② 当社は、取締役会に次ぐ重要な機関として戦略会議を開催し、当社およびグループ会社にかかる重要な事業戦略および経営方針等について、審議・決議・報告を行う。また、経営会議を開催し、経営状況、課題ならびに取締役会および戦略会議で決議・報告された事項を報告する。
- ③ 当社は、経営の透明性および客観性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を目的として、執行役員制度を導入する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業集団として業務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、規範、規則を関係会社管理規定類として整備する。
- ② グループ会社は、関係会社管理規定類に定める事項を当社に報告する。
- ③ 当社は、グループ会社の重要事項について、当社の取締役会または戦略会議で決議する。また、当社およびグループ会社は、グループ経営を強化するため、当社とグループ会社のトップが定期的に会議等を行い、経営目標の共有と経営課題の解決を図る。
- ④ 当社の内部監査室は、当社の監査役および会計監査人と適宜協議し、監査の効率的な実施に努め、当社およびグループ会社に対して内部統制、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、新たな課題に対して具体的な解決策を提示し、その後の改善状況を定期的に確認する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、当社の監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを任命する。当社の監査役は、必要に応じて監査役スタッフおよび内部監査室に対し業務の指示を行う。
- ② 監査役スタッフおよび内部監査室の独立性を確保するために、監査役スタッフおよび内部監査室所属の使用人の人事考課、人事異動等については当社の監査役の意見を聞くものとする。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役から指示を受けた監査役スタッフもしくは内部監査室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう配慮する。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等、必要に応じて報告する。また使用人は、その職務の執行に関する事項について当社の監査役の求めがある場合、速やかに報告する。
- ② 当社およびグループ会社の「倫理ヘルプライン」等内部通報制度の担当者は、通報内容を当社の監査役に報告する。
- ③ 当社は、内部通報制度等により監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- ② 当社の社外監査役のうち1名は、弁護士または公認会計士の資格を有する人材を招聘する。
- ③ 当社の監査役の職務の執行に必要な費用については、当社が負担する。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

当社およびグループ会社は、「倫理綱領」に掲げる「反社会的勢力との絶縁」の方針に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として排除するための体制として以下のとおり整備する。

- ① 当社およびグループ会社は、当社の内部統制担当取締役または執行役員を不当要求防止の総責任者とし、各社の総務責任者がその対応にあたる。
- ② 当社およびグループ会社は、警察、顧問弁護士などの外部の専門機関および近隣の企業などとの情報交換などを通じ、反社会的勢力に関する情報の収集を日常的に行うほか、上記の各関係機関などとの連携強化および関係の緊密化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、倫理研修などを適宜実施し、反社会的勢力排除に向けた教育活動を行う。また、定期的に「企業倫理強化月間」などの啓蒙活動を実施し、取締役・執行役員・使用人の意識の向上を図る。

Ⅱ.取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制委員会」を設置し、当社グループの内部統制について、継続的に確認および必要な是正・改善を行っております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

内部統制を実効的なものとするため、当社およびグループ会社は、「企業倫理強化月間」および「倫理研修」を実施し、コンプライアンス（法令等遵守）の重要性について意識向上を図り、前記各種体制の徹底に努めております。

全社的なリスク管理のため、「内部統制委員会」統括のもと、「グループリスク管理委員会」をはじめ、企業倫理、情報セキュリティ、環境、品質、安全衛生等の委員会を設置しており、各委員会が連携を取りながら、「リスクマネジメント基本方針」に基づくリスク要因の抽出・把握と未然防止に重点を置いた諸施策を継続的に実施しております。また、自然災害や重大事故などの不測の事態に備えるためのマニュアル等を整備し、初動対応力の強化に努めております。

当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議等の重要会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるとともに、適宜、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から必要な報告を受けております。さらに、当社の監査役は、会計監査人と随時情報の交換を行い、内部監査部門と適宜協議することで、効率的な監査体制を構築し、課題や改善状況等の確認を行っております。加えて、当社は監査役スタッフを任命し、監査役が独自により実効的な監査が実施できる体制を確保しております。

[illegible]

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	145,185	流 動 負 債	61,690
現金及び預金	41,869	支払手形及び買掛金	16,882
受取手形及び売掛金	43,816	電子記録債務	8,791
電子記録債権	11,561	短期借入金	11,318
有価証券	6,189	1年内返済予定の長期借入金	634
商品及び製品	17,469	リース債務	404
仕掛品	11,674	未払法人税等	1,178
原材料及び貯蔵品	9,245	未払消費税等	763
その他の貸倒引当金	4,226	賞与引当金	3,794
	△865	工事損失引当金	293
		受注損失引当金	38
固 定 資 産	162,147	株主優待引当金	32
有形固定資産	115,059	営業外電子記録債務	998
建物及び構築物	31,828	その他の負債	16,558
機械装置及び運搬具	38,089	固 定 負 債	58,147
工具、器具及び備品	3,936	社 債	15,000
土地	37,543	長期借入金	14,214
建設仮勘定	3,660	リース債務	633
		繰延税金負債	8,175
無 形 固 定 資 産	10,695	再評価に係る繰延税金負債	5,001
のれん	2,533	役員退職慰労引当金	124
その他の負債	8,162	退職給付に係る負債	13,863
		資産除去債務	457
投資その他の資産	36,391	その他の負債	676
投資有価証券	28,522	負 債 合 計	119,838
長期貸付金	11	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	2,048	株 主 資 本	181,266
その他の負債	5,923	資 本	17,076
貸倒引当金	△113	資 本 剰 余 金	13,565
		利 益 剰 余 金	154,856
		自 己 株 式	△4,231
		その他の包括利益累計額	4,524
		その他有価証券評価差額金	12,836
		繰延ヘッジ損益	△76
		土地再評価差額金	△10,614
		為替換算調整勘定	2,828
		退職給付に係る調整累計額	△449
		非 支 配 株 主 持 分	1,703
		純 資 産 合 計	187,494
資 産 合 計	307,332	負債及び純資産合計	307,332

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		193,399
売上原価		145,764
売上総利益		47,634
販売費及び一般管理費		38,737
営業利益		8,896
営業外収益		
受取利息	129	
受取配当金	775	
持分法による投資利益	47	
為替差益	378	
雇用調整助成金	557	
その他の営業外収益	1,377	3,265
営業外費用		
支払利息	320	
デリバティブ評価損	241	
その他の営業外費用	573	1,136
経常利益		11,026
特別利益		
受取保険金	870	
固定資産売却益	314	
投資有価証券売却益	5	1,190
特別損失		
事業再編損	57	57
税金等調整前当期純利益		12,159
法人税、住民税及び事業税	3,295	
法人税等調整額	81	3,377
当期純利益		8,782
非支配株主に帰属する当期純利益		75
親会社株主に帰属する当期純利益		8,706

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(2021年3月31日現在)

(单位:百万円)

[illegible]

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		87,196
売上原価		69,868
売上総利益		17,328
販売費及び一般管理費		15,197
営業利益		2,130
営業外収益		
受取利息	113	
有価証券利息	0	
受取配当金	3,186	
受取手数料	1,336	
受取賃貸料	109	
その他の営業外収益	992	5,739
営業外費用		
支払利息	71	
社債利息	67	
賃貸収入原価	182	
その他の営業外費用	252	574
経常利益		7,294
特別利益		
投資有価証券売却益	5	5
特別損失		
事業再編損	57	57
税引前当期純利益		7,242
法人税、住民税及び事業税	1,341	
法人税等調整額	△104	1,237
当期純利益		6,005

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社椿本チエイン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 芳 宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社椿本チエインの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社椿本チエイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社椿本チエイン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 芳 宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社椿本チエインの2020年4月1日から2021年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的に実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を行い、グループ会社に係る重要な会議に出席し、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求め、または業務および財産の状況を調査いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行および運用についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社椿本チエイン 監査役会

常勤監査役 田 中 浩 司 (印)

常勤監査役 川 崎 加 寸 也 (印)

監 査 役 碩 省 三 (印)

監 査 役 内 藤 秀 文 (印)

(注) 監査役碩 省三および監査役内藤秀文は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

[illegible]

[illegible]

株主総会会場ご案内略図

大阪市中心区城見一丁目4番1号

ホテルニューオータニ大阪「鳳凰S」の間（2階）

電話（06）6941-1111（大代表）



- 交通のご案内
 - JR大阪環状線「大阪城公園駅」より徒歩約5分
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」①番出口より徒歩約3分
 - JR大阪環状線・東西線・学研都市線「京橋駅」西口、京阪電鉄京阪本線「京橋駅」片町口より大阪ビジネスパーク（OBP）連絡通路（大阪城京橋プロムナード）経由徒歩約15分
 - ◎午前9時より、☆印周辺に係員を配置いたします。
 - ◎当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑等が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

- お問い合わせ先 株式会社椿本チエイン 法務部
電話（0774）64-5300（ダイヤルイン）

